

第4章 公共施設等に係る今後のマネジメントの推進方針

1. 公共施設等全体（ハコモノ・インフラ）の中長期的な経費（更新費）の見通し

- 従来水準の管理によって、標準的な耐用年数等で更新又は大規模改修を実施すると想定した場合、ハコモノ（公共施設）とインフラ（道路・下水道・上水道）全体に係る将来経費の見通しは、**図 4-1** のようになります。
- ハコモノ・インフラ全体に要する更新費用は、30年間で総額約1,239億円、年平均で41.3億円、平成27～36年度の10年間は約29.8億円、平成37～46年度の10年間は約44.6億円、平成47～56年度の10年間は約49.5億円と試算されます。これらは、過去5年間（平成21～25年度）の平均投資的経費約40.5億円（一般会計31億円（新庁舎建設費用除く）、下水道6.5億円、上水道3億円）に対して、約0.7～1.2倍となります。
- 推計期間当初（平成27、28年度）は、既に大規模改修の時期を過ぎた積み残し分により大規模改修費の占める割合が大きくなっていますが、平成29～35年度は、過去5年間の平均投資的経費を下回っています。
- 平成36年度以降はインフラの更新需要が本格的に発生する見込みとなることから、全体費用も年平均約48億円程度と急激な増加が予想されます。
- また、分野別の傾向として、ハコモノについては、最初の10年間（平成27～36年度）は大規模改修のみであり、年平均約11億円、特に、平成29～36年度は年平均約8億円程度と試算されますが、平成37年度からは更新費用が必要となり、平成37年度からの20年間は、大規模改修や更新に年平均約14億円が必要と試算されます。
- インフラについては、道路に係る経費は毎年一定以上の経費を要しますが、上水道については特に平成36～47年度の期間に更新経費が集中します。また、下水道はそれに続くような形で、平成46～56年度の期間に更新経費が集中します。
- 推計については、一定の前提条件を設定して試算した概算であるため、今後、実際に必要となる金額とは異なります。

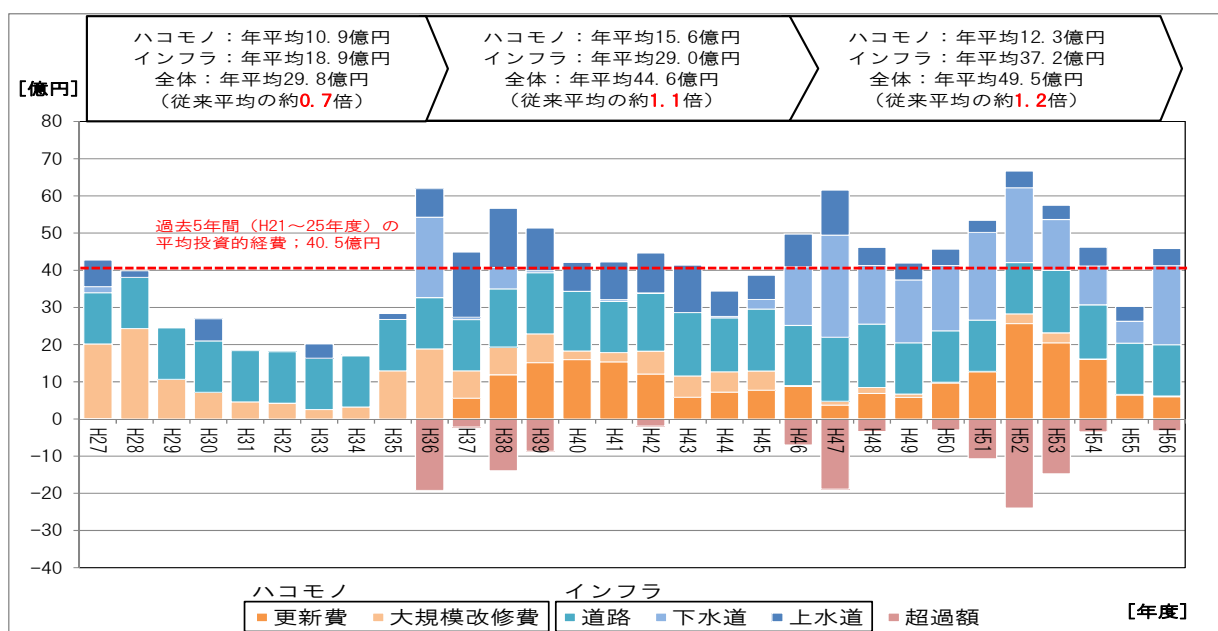


図 4-1 中長期的な経費（更新費用）の見通し（ハコモノ・インフラ）

2. 公共施設等の管理に係る課題

- 将来の人口動態の変化に伴い、税収や利用収益の減収が見込まれ、一方で前述したとおり、施設老朽化に伴う必要経費の増加により、いかに限られた人員・予算の中で持続的な管理運営を推進していくかが課題となります。
 - コスト縮減にあたっては、例えば施設の確保ではなく機能の確保の観点から、将来の人口動態や市民ニーズを踏まえた“施設の統廃合”、又はこれまでの標準的な耐用年数や劣化が顕著となった時点で大規模な修繕・更新を行う対症的な管理ではなく、日常管理の徹底や劣化が軽微な段階で対策を実施する予防保全的な管理への転換による、“施設の長寿命化”を図り、トータルコストの縮減と年度当たりの費用を平準化していくことが重要となります。
 - 限られた人員への対応としては、例えば行政（官）主体の計画的な維持管理によるコスト縮減・平準化の取組だけでなく、事務等の民間委託などの推進も重要となります。
- 施設の管理にあたっては、各施設の基礎情報（建設年次、構造形式、規模等の施設諸元）が不可欠となります。しかし、施設に係る台帳等の情報管理をはじめ、日常管理、修繕・更新等については、それぞれの所管課等で個別に保有・管理されており、全庁的なデータの統一や整理がなされていない状況です。そのため、施設の整備などを含めた、全庁的なデータの整理・収集・管理体制を整備する必要があります。
- また、建設年次等の基礎情報が不明な施設も存在するなか、施設の今後の管理方針（例：統廃合や長寿命化等）の検討や実践にあたっては、市民ニーズのみならず、各施設の“今”、すなわち“健全性の実態”を把握することも重要となりますが、それら実態の把握は必ずしも十分な状況とはいえません。

3. 今後の取組の推進方針

- 全ての公共施設等を将来にわたり維持していくために、その経費を確保し続けていくことは極めて難しいと考えられるため、この先、施設の改修・更新時期を見通し、中長期的な視点による計画的な公共施設マネジメントの取り組みが必要です。
- 市が管理する公共施設等は、ハコモノやインフラと多岐にわたることから、全体コストの最適化の観点で、例えば統廃合等による抜本的なコスト縮減や、一方で計画的な維持管理によって施設を長寿命化することでのコストの縮減・平準化等、各施設の特성에応じためりはりのある基本方針の検討が重要となります。
- 本市では、本白書にて整理した各施設や取組等の現状を踏まえて、平成28年度までに、下記の着眼点から今後の公共施設マネジメントの基本方針を策定します。

(ア) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

- ① 点検・診断等の実施方針
- ② 維持管理・修繕・更新等の実施方針
- ③ 安全確保の実施方針
- ④ 耐震化の実施方針
- ⑤ 長寿命化の実施方針

- ⑥ 統合や廃止の推進方針
 - ⑦ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針
- (イ) フォローアップの実施方針
- (ウ) 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針
- 上記の基本方針を踏まえて、順次、個別施設ごとの具体的な長寿命化計画等の策定、または既存計画の必要な見直しの検討を実施していきます。
 - 公共施設マネジメントの取組は、一足飛びで理想的な体制が実現するものではなく、PDCAによる不断の見直しによって、取組の実効性を高めていくことが重要となります。公共施設マネジメントは、市全体の取り組みとなるため、人事や財務、情報システム、各施設の所管等の横断的な統括・情報共有も必要となります。
 - 本市では、公共施設マネジメントに係る全体調整や情報管理とともに、庁内各課間の調整・連携による管理施設に係る継続的なデータ収集・分析や、マネジメントの実践、及び市民への情報提供・進捗管理（モニタリング）を実施していくことを基本に、そのような公共施設マネジメントの体制のあり方を検討するとともに、施設管理や提供サービスの効率化と市民サービスの向上の両立に取り組んでいきます。

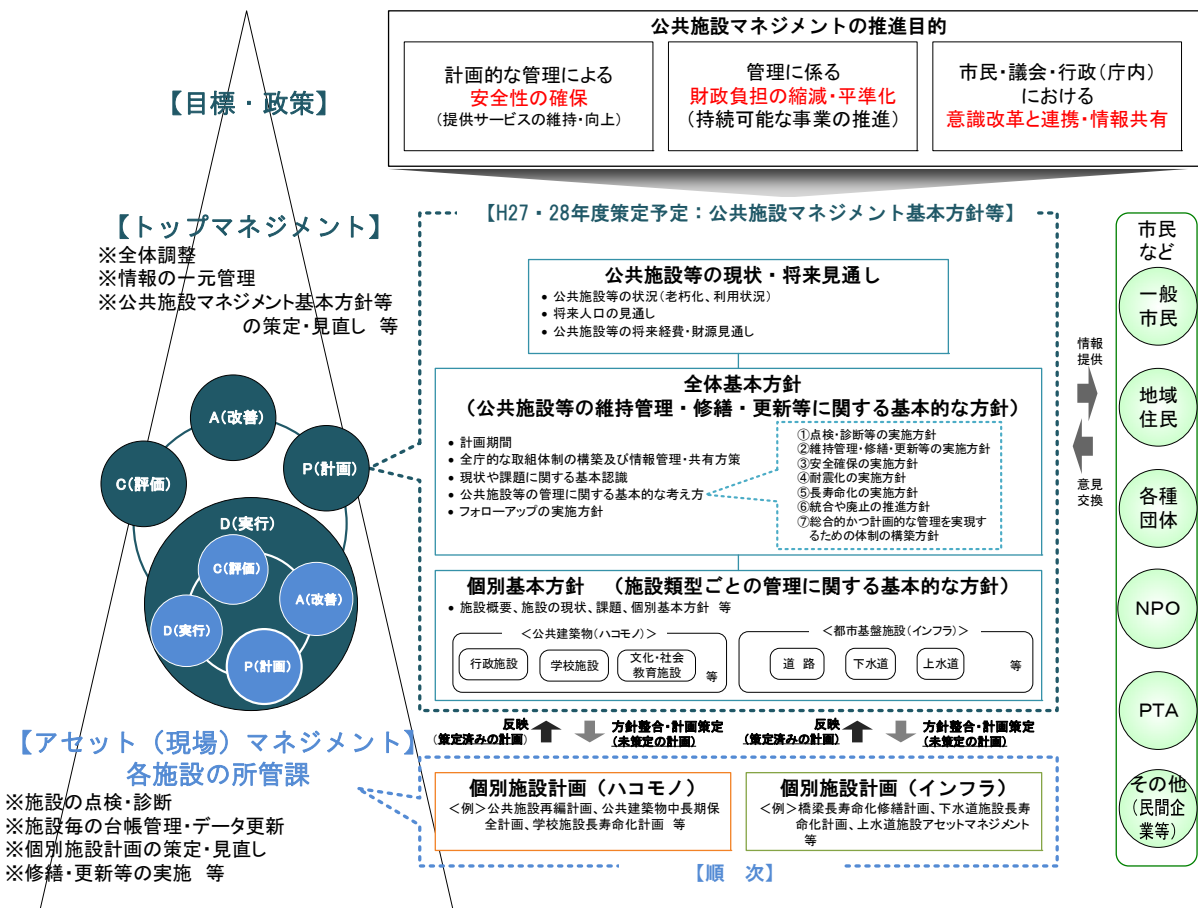


図 4-2 今後の公共施設マネジメントの推進方針